



# 飯田市 保育料無償化 ガイドブック

## 10月から保育料の無償化がスタートします。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から保育料が無償化されます。

### 3～5歳児

世帯の住民税額にかかわらず  
保育園・認定こども園の保育  
料を無償化します。

### 3歳未満児

住民税非課税世帯を対  
象として保育料を無償化  
します。

### 認可外保育施設など

認可外保育施設、認定こども園1号認定の預かり保育、  
一時預り等についても、利用実態に応じて保護者の  
申請に基づき、利用料の一部または全部を補助します。

### 無償化の 対象となる費用

- 1号認定の保育料 (P3)
- 2号認定の保育料 (P3)
- 非課税世帯3号認定の保育料 (P3)
- 1号認定の預かり保育利用料※ (P6)
- 認可外保育施設利用料※ (P7)
- 一時預り利用料※ (P7)
- 病児・病後児保育利用料※ (P7)
- ファミリーサポートセンター利用料※ (P7)

※「保育を必要とする理由(P2)」が必要です。

### 無償化の 対象とならない費用 (実費徴収)

- 住民税課税世帯3号認定の保育料 (P3)
- 1号・2号認定の給食費(主食代・おかず代) (P4-5)
- 延長保育料 (P3)
- 各施設の特定負担額(環境維持費等)
- 通園バス利用代
- 保護者会費 等



あなたはどのタイプ？

# 早わかり チャート

→ YES  
→ NO

## 認定区分をチェック！



3～5歳児クラス



0～2歳児クラス

お子さんの年齢(クラス)は？

「保育を必要とする理由」  
に該当しますか？

「保育を必要とする理由」  
に該当しますか？

### 「保育を必要とする理由」

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学 …など

**1号**  
**1号認定**  
(教育標準時間認定)  
●利用できる施設  
認定こども園  
(利用月1日時点で満3歳以上)

**2号**  
**2号認定**  
(保育認定)  
●利用できる施設  
保育園・認定こども園  
(4月1日時点で満3歳以上)

**3号**  
**3号認定**  
(保育認定)  
●利用できる施設  
保育園・認定こども園  
事業所内保育所

**認定の必要は  
ありません。**  
●必要に応じて、一時  
預かりなどの利用が  
できます。

**1号**  
市民税所得割額  
77,101円未満である

**2号**  
市民税所得割額  
57,700円未満である

**3号**  
住民税非課税世帯である

18歳未満の  
兄・姉が  
2人以上いる

市民税所得割額  
77,101円未満である

市民税所得割額  
57,700円未満である

タイプ A

タイプ B

タイプ A

タイプ B

タイプ A

タイプ C

タイプ A

タイプ C

※市民税所得割額は、子育て支援課でお調べできます。運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちのうえ、窓口へお越しください。



タイプによって、保育料・副食費の金額が異なります。

**タイプ A** 保育料：無償化  
副食費：免除になります

**タイプ B** 保育料：無償化  
副食費：施設に実費を支払って  
いただきます

**タイプ C** 従来どおり市民税額等に応じた  
保育料(給食費を含む)をお支払い  
いただきます



# 無償化の対象となるお子さん

保育園・認定こども園・事業所内保育所を利用される方で、無償化の対象となるお子さんは、認定により異なります。

**1号** 全てのお子さん

全てのお子さんの教育標準時間（最大6時間）の利用料が無償となります。  
教育標準時間を超えた預かり保育については、6ページをご覧ください。

**2号** 全てのお子さん

保育短時間（最大8時間）・保育標準時間（最大11時間）にかかわらず、全てのお子さんの利用料が無償となります。  
ただし、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は別途延長保育料金が必要です。

**3号** 住民税非課税世帯のお子さん

住民税非課税世帯のお子さんのみ、保育短時間（最大8時間）・保育標準時間（最大11時間）にかかわらず無償となります。  
ただし、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は、別途延長保育料金が必要です。



**3号** 住民税非課税世帯以外の保育料については、これまでどおりの基準でお支払いいただきます。  
同時入所している兄・姉が無償化の対象となっている場合でも、同時入所軽減（2人目半額、3人目以降無料）や多子軽減（18歳未満の兄・姉から数えて3人目50%軽減、4人目70%軽減、5人目以降無料）は引き続き適用されます。

## 延長保育料の取り扱い

2号 3号

2号認定・3号認定（非課税世帯）のお子さんについては、保育短時間（最大8時間）・保育標準時間（最大11時間）にかかわらず、時間内の保育は無償となりますが、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は別途延長保育料金が必要です。



※開所時間・保育標準時間・保育短時間の設定は施設によって異なります。  
開所時間が11時間未満の施設では、保育標準時間を選択しても11時間の利用はできません。  
※延長保育料金は施設によって異なります。各施設へお問い合わせください。



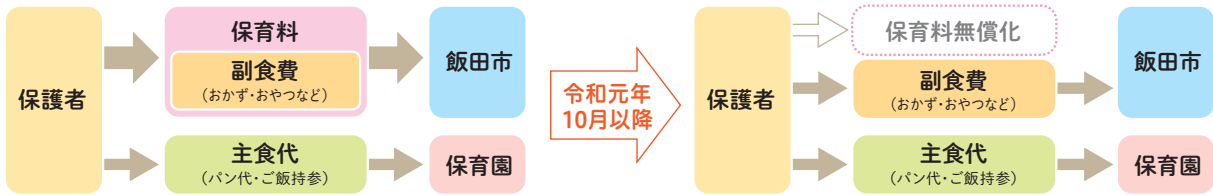
# 給食費(副食費)の取り扱い

1号 2号 3号

これまで給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれる額として集金をしていました(認定こども園1号認定以外)が、10月からの保育料無償化に合わせて、副食費は実費負担となります。主食については、ご飯持参やパン代集金・主食代集金などの方法により、これまでどおり保護者負担となります。



**公立保育園 2号** ※これまで公立保育園の副食費は、保育料に含まれる額として飯田市で集金をしていましたが、10月以降は副食費のみ飯田市が集金をいたします。



**私立保育園 2号** ※副食費は、これまでは保育料に含まれる額として飯田市で集金をしていましたが、10月以降は入所している施設へ直接お支払いいただくことになります。



※集金方法は各施設へお問合せください

**認定こども園 1号** ※1号認定の副食費は、これまでどおり、主食代と合わせて施設へ直接お支払いいただきます。



※集金方法は各施設へお問合せください

**認定こども園 2号** ※2号認定の副食費は、これまでは保育料に含まれる額として集金をしていましたが、10月以降は主食代と合わせて副食費をお支払いいただきます。



※集金方法は各施設へお問合せください

※私立保育園・認定こども園の集金額は各施設で設定しますので、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

**3号** 3号認定のお子さんの給食費(主食+副食)はこれまでどおり、保育料の中に含まれていますので、新たに集金することはありません。



# 公立保育園の給食費

2号

公立保育園の給食費は以下のとおりです。

副食 (おかず・おやつなど) 4,500円/月	月～木曜日	金曜日	第1・3・5土曜日	第2・4土曜日
	ご飯持参	パン 350円/月	保育園で提供 200円/日	弁当持参

※副食費は毎月末日に口座振替を行います。まだ口座振替の登録をしていない場合は、登録をお願いします。

※パン代・土曜日の給食費は各園で集金します。

# 私立保育園・認定こども園等の給食費

1号

2号

私立保育園・認定こども園等の給食費は、施設によって異なります。

メモ

-----

-----

-----

# 副食費の免除

1号

2号

市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費（おかず・おやつなど）を免除します。

また、18歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定のお子さんについては、市独自の取り組みとして、世帯の市民税所得割額に関係なく副食費を免除します。

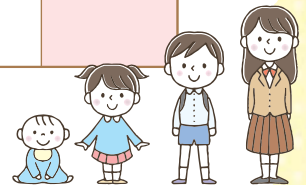
1号 世帯	18歳未満の兄・姉の人数が		
	0人	1人	2人以上
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,101円以上世帯	実費徴収		

2号 世帯	18歳未満の兄・姉の人数が		
	0人	1人	2人以上
市民税所得割額 57,700円未満世帯 ひとり親・障がい世帯については77,101円未満	副食費免除		
市民税所得割額 57,700円以上世帯	実費徴収		

※公立施設・私立施設にかかわらず免除されます。

※ご家庭の市民税額については、子育て支援課窓口でお調べすることができます。

運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちのうえ、窓口へお越しください。



# 保育料無償化に係る申請手続き・通知など

1号

2号

3号

**保護者からの申請等は特に必要ありません。**

ただし、支給認定（1号・2号）や保育時間（標準時間・短時間）を変更する場合は、これまでどおり変更届の提出が必要です。

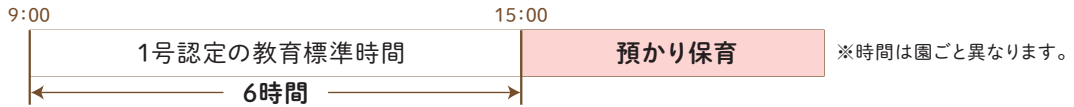
無償化の対象となる世帯へは、令和元年9月分の保育料決定通知書（9月下旬発送予定）に10月以降無償となる旨を記載してお知らせしますので、ご確認ください。



# 認定こども園(1号認定)の預かり保育

1号

1号認定の教育標準時間(最大6時間)を超えて預かり保育を利用する際に、利用料の一部または全部が補助される場合があります。



## ●預かり保育が無償になる条件

以下の条件を満たす世帯から申請があった場合、飯田市より「施設等利用給付」の認定をします。施設等利用給付認定を受けた世帯は、預かり保育の利用実態に応じて利用料の補助を受けることができます。

4月1日時点 満年齢	預かり保育が無償になる条件	上 限 額
3歳以上	保育を必要とする理由がある世帯	11,300円/月
2歳	保育を必要とする理由がある住民税非課税世帯	16,300円/月

## ●補助金額

預かり保育の利用日数や利用金額に応じて、補助金額が決定します。

### 【補助金額の算出方法】

「1か月の支払利用料」と、「日額単価(450円)×利用日数で計算した金額」を比較して低い方の額

例① 1時間100円の預かり保育を  
1日2時間、20日間利用した場合

月の利用料 100円×2時間×20日=4,000円  
補助基本額 単価450円×20日 =9,000円

4,000円<9,000円なので、  
利用料の4,000円満額を補助します。

例② 1か月5,000円の預かり保育を  
10日間利用した場合

月の利用料 5,000円  
補助基本額 単価450円×10日=4,500円

5,000円 > 4,500円なので、  
利用料のうち4,500円を補助します。



## ●申請書類

以下の書類を子育て支援課または利用している認定こども園へご提出ください。

### ●施設等利用給付認定・変更申請書

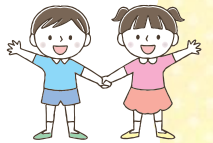
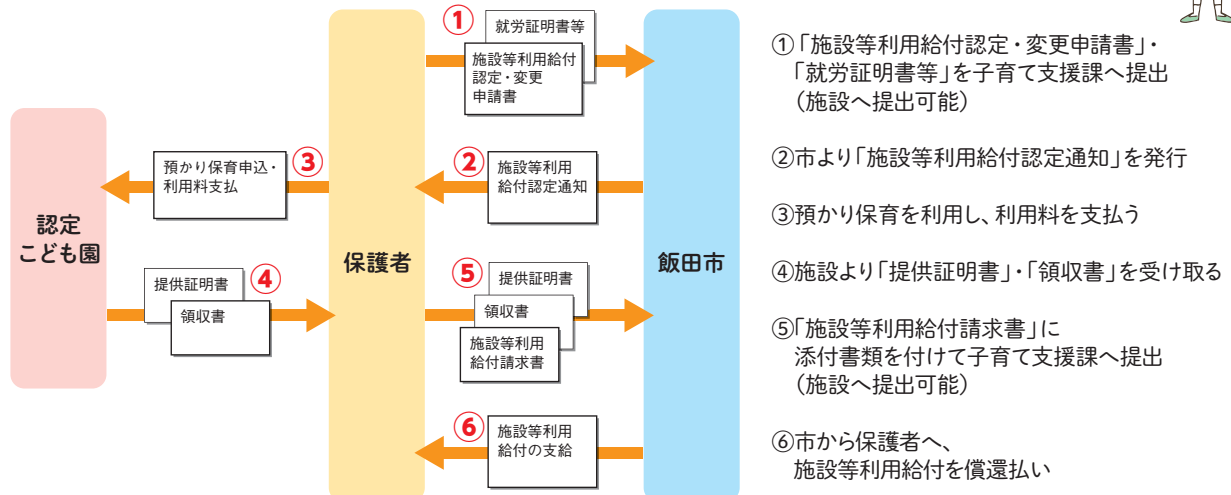
### ●保護者の「保育を必要とする理由」の証明書(就労証明書・診断書など)

※これらの書類は各認定こども園・子育て支援課で受け取るほか、飯田市子育てネットからもダウンロードできます。

※保育を必要とする理由やその証明書類については、入園案内パンフレットまたは飯田市子育てネットをご確認ください。

## ●申請の流れ

申請の流れは、次のとおりです。



# 認可外保育施設・一時預りを利用する

定員が上限に達している等の理由で保育園・認定こども園に入所できない場合、認可外保育施設の利用料が無償になる場合があります。

また、市内の保育園・認定こども園の一時預りや病児保育・ファミリーサポートセンターを利用する場合も、同様の条件で利用料が無償になる場合があります。



## ●無償になる条件

以下の条件を満たす世帯は、利用料の補助を受けることができます。

年齢	対象世帯	上限額
3歳以上児	保育を必要とする理由があり、保育園・認定こども園に通えない理由がある世帯	37,000円/月
3歳未満児	保育を必要とする理由があり、保育園・認定こども園に通えない理由がある住民税非課税世帯	42,000円/月

### ポイント

1号・2号・3号認定を受けて、保育園・認定こども園等を利用している子どもは対象外です。

## ●対象施設

対象施設は、飯田市子育てネット等で順次公開していきます。

## ●申請書類

以下の書類を子育て支援課または利用している認可外保育施設へご提出ください。

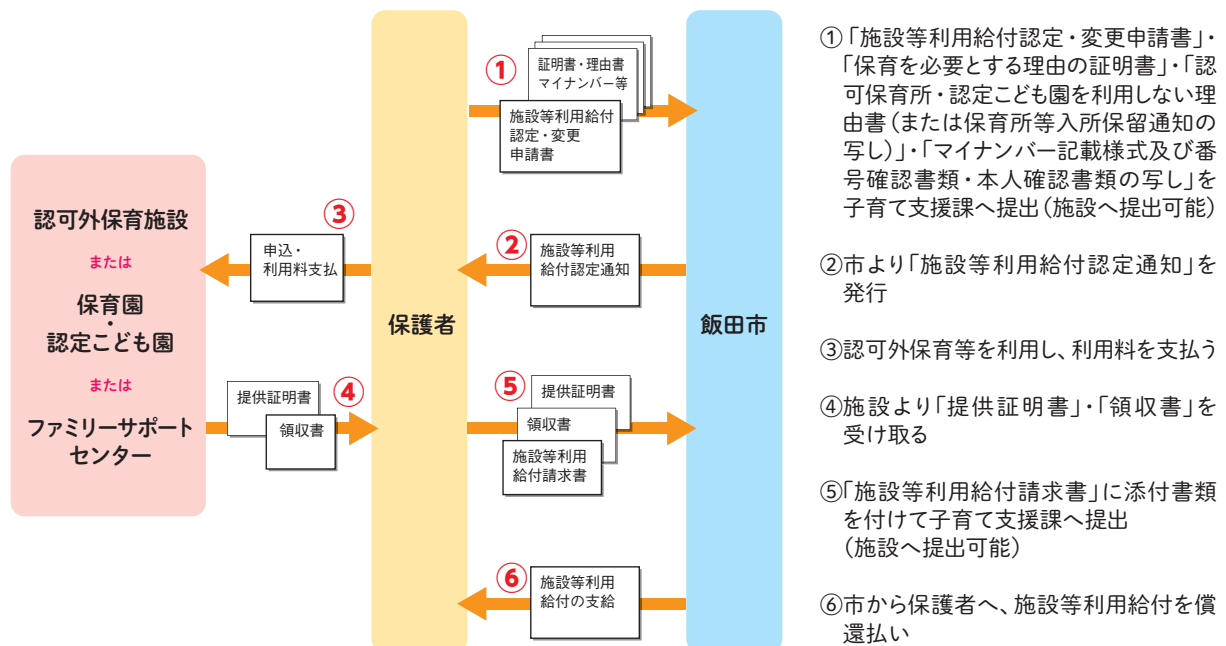
- 施設等利用給付認定・変更申請書
- 保護者の「保育を必要とする理由」の証明書（就労証明・診断書など）
- 認可保育所・認定こども園を利用しない理由書または保育所等入所保留通知の写し
- マイナンバー記載様式及び番号確認書類・本人確認書類の写し



※これらの書類は各認定こども園・子育て支援課で受け取るほか、飯田市子育てネットからもダウンロードできます。  
※保育を必要とする理由やその証明書類については、入園案内パンフレットまたは飯田市子育てネットをご確認ください。

## ●申請の流れ

申請の流れは、次のとおりです。

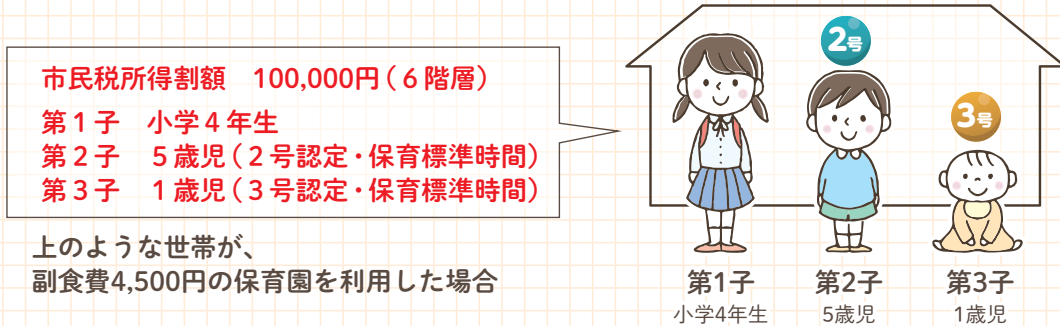


- ①「施設等利用給付認定・変更申請書」・「保育を必要とする理由の証明書」・「認可保育所・認定こども園を利用しない理由書（または保育所等入所保留通知の写し）」・「マイナンバー記載様式及び番号確認書類・本人確認書類の写し」を子育て支援課へ提出（施設へ提出可能）
- ②市より「施設等利用給付認定通知」を発行
- ③認可外保育等を利用し、利用料を支払う
- ④施設より「提供証明書」・「領収書」を受け取る
- ⑤「施設等利用給付請求書」に添付書類を付けて子育て支援課へ提出（施設へ提出可能）
- ⑥市から保護者へ、施設等利用給付を償還払い



# 無償化による保育費用変化の一例

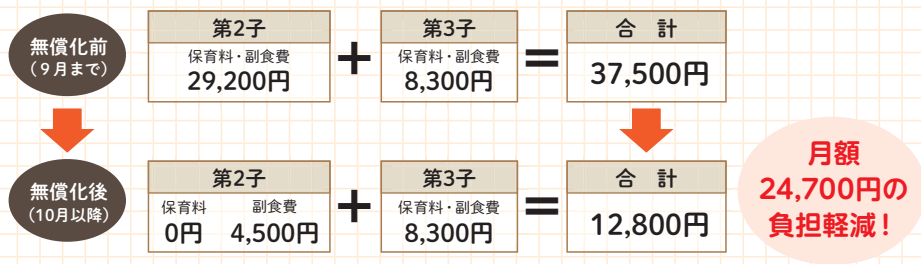
令和元年10月以降の無償化により、以下のような保育費用の変化があります。



18歳未満の兄・姉			3歳以上児			3歳未満児		
高校生	中学生	小学生	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
無償化前 (9月まで)			【保育料】 29,200円(満額) 【副食費】 保育料に含まれる			【保育料】 8,300円(1/4) 【副食費】 保育料に含まれる		
無償化後 (10月以降)			【保育料】 0円(無償化) 【副食費】 4,500円			【保育料】 8,300円(1/4) 【副食費】 保育料に含まれる		

基準額33,200円  
 ×同時入所軽減  
 2人目(1/2)  
 ×多子軽減  
 3人目(1/2)  
 =8,300円

兄弟が無償化の対象になっている場合でも、同時入所軽減・多子軽減はそのまま続きます!



※上記は無償化の一例です。  
 ※各世帯の保育料等については、子育て支援課窓口で確認することができます。運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちのうえ、窓口までお越しください。  
 ※副食費の金額は各保育園・認定こども園によって異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

飯田市役所 健康福祉部 子育て支援課 保育係 〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地  
 TEL ▶0265-22-4511 (内5732 ~ 5735)  
 FAX ▶0265-22-8133  
 Email ▶jidou@city.iida.nagano.jp

●飯田市子育てネット  
<https://iida-kosodate.net/>



●飯田市ホームページ  
<https://www.city.iida.lg.jp/>

